

ソフトウェア使用許諾契約書

リネオソリューションズ株式会社

お客様が使用許諾契約ウィンドウの「同意する」ボタンの押下をされる前に、本使用許諾契約書を慎重にお読みください。

「同意する」ボタンの押下の行為の時点で、お客様はこの使用許諾契約の条件に拘束されることに同意したことになります。このような行為は、お客様がリネオソリューションズ株式会社からの契約の「申込」に対し「承諾」をされたことを示すものであり、これにより本使用許諾契約が、お客様とリネオソリューションズ株式会社との間で、有効に成立したことになります。

そして、それにより、本使用許諾契約に従って、お客様ははじめて本ソフトウェアを使用する権利を得ることになります。

以下、リネオソリューションズ株式会社をリネオと称します。

第1条 (使用許諾)

リネオはお客様に対し、本契約書末尾【3】の有効期間中本契約の条項に従い、本契約書末尾【1】記載のソフトウェア製品（以下「本ソフトウェア」という）を複製し、同じく末尾【2】記載の機器（以下「搭載機器」という）に搭載し、評価の目的のみにおいて、お客様の社員が本ソフトウェアを使用することの出来る非独占的権利を許諾します。お客様は本ソフトウェアを搭載した搭載機器を第三者の使用のために出荷することは出来ないものとします。

第2条 (禁止事項)

お客様は、本契約で明示的に認められている場合を除き、以下のことをしてはならないものとします。

- (1) 本ソフトウェアを第三者に譲渡すること。
- (2) 本ソフトウェアを第三者に開示したり、複製または使用させたりすること。
- (3) 本ソフトウェアを第三者に評価させること。
- (4) 本ソフトウェアを担保に供すること。
- (5) 本ソフトウェアを逆コンパイル、リバースエンジニアリング、逆アセンブル等の方法により解析すること。
- (6) 本ソフトウェアに付された著作権表示その他の知的財産権に関わる表示を変更または取り外すこと。

第3条 (知的財産権およびその保護)

1. 本ソフトウェアに関わる知的財産権は、すべてリネオまたはリネオにライセンス付与したソフトウェア・サプライヤーに帰属します。
2. お客様は、本ソフトウェアを保護し、本契約第1条により搭載機器に搭載された本ソフト

ウェアを、当該機器の使用者が、逆コンパイル、リバースエンジニアリングまたは逆アセンブル等の方法により解析しないようにさせ、その他本ソフトウェアに関するリネオまたはリネオにライセンス付与したソフトウェア・サプライヤーの権利が侵害されないよう最大限の措置をとるものとします。

第4条 (保証等)

リネオは、本ソフトウェアに関し、明示的または黙示的を問わず、市場性、特定目的への適合性、その他いかなる保証も行わないものではありません。また、リネオは、本ソフトウェアが中断または誤作動なく作動することを保証するものでもありません。

第5条 (第三者の知的財産権の侵害)

リネオは、お客様に対し、本ソフトウェアが第三者の著作権その他の知的財産権を侵害していないことを保証するものではありません。

第6条 (責任の制限)

リネオは、本契約または本ソフトウェアの使用もしくは実行に関連して、お客様または第三者が被った損害については、責任を負わないものとします

第7条 (秘密保持)

本契約の有効期間中および本契約の終了後といえども、お客様は本契約または本ソフトウェアに関し知りえたリネオまたは本ソフトウェアに関する一切の情報を機密として厳重に管理し、第三者に開示、漏洩等してはならず、本契約の目的以外に使用してはならないものとします。また、お客様内においても本条と同じ秘密保持を条件に必要最低限の従業員にしかアクセスを認めないものとします。

第8条 (解約等)

1. リネオまたはお客様は、いつでも本契約を解約することができるものとします。
2. 本契約の終了または解約等の場合、お客様は、直ちに本ソフトウェアの搭載機器への搭載および使用を中止し、7日以内に本ソフトウェアおよび関連資料を破壊の上、その旨リネオに対して書面にて証明しなければならないものとします。
3. お客様が本契約に違反した場合、本契約は何らの催告等要せず直ちに終了するものとします。ただし、この場合、リネオはお客様に対し、権利保全のための措置および損害賠償等の法的行為をとることができるものとします。

第9条 (権利放棄)

リネオが本契約におけるお客様の義務の不履行や違反に対する権利の行使を放棄しても、他のまたはこれに続く不履行や違反に対する権利を放棄するものではありませんし、リネオが本契約のある条項に関して権利を行使しなかった場合でも、これに続く違反に対して権利放棄を行

ったことにはなりません。

第 10 条 （協議事項）

本契約に定めのない事項および本契約の各条項の解釈に疑義がある場合は、お客様とリネオの間で協議の上友好的に解決するものとします。

第 11 条 （裁判管轄等）

本契約は日本法に準拠して解釈されるものとし、本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 12 条 （完全なる合意）

本契約および添付附属書は、本契約の目的に関する本契約締結以前のすべての口頭および書面による合意や約束に優先します。

【 1 】 本ソフトウェア

Warp!! version 4.0 for ConnectCore® 6 Single Board Computer(Android)

(© Lineo Solutions, Inc. 2015)

Warp!! Binary Code Demonstration Edition*

Documents: Release Note

*) Read-only with time bomb version

【 2 】 搭載機器

ConnectCore® 6 Single Board Computer

【 3 】 有効期間

2015/11/1～2016/4/30